

令和 3 年度年度防衛監察等の結果について

令和 4 年 8 月 1 0 日
防衛省防衛監察本部

【目 次】

第 1	はじめに	1
第 2	情報公開業務及び行政文書管理の実施状況	1
1	監察の概要	1
(1)	基本的考え方	1
(2)	受察機関	1
(3)	内容	2
2	監察の結果	2
(1)	情報公開	2
(2)	行政文書管理	2
第 3	法令遵守の意識・態勢	5
1	監察の概要	5
(1)	基本的考え方	5
(2)	受察機関	5
(3)	内容	6
2	監察の結果	6
(1)	秘密保全	6
(2)	情報保証	9
(3)	個人情報保護	11

(4) 武器・弾薬等の管理	1 3
(5) 各種ハラスメント	1 3
(6) メンタルヘルス	1 5
(7) 公益通報者保護	1 5
(8) ワークライフバランスの推進	1 6
(9) その他	1 6
第 4 入札談合防止	1 8
1 監察の概要	1 8
(1) 基本的考え方	1 8
(2) 受察機関	1 8
(3) 内容	1 8
2 監察の結果	1 9
(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等	1 9
(2) 教育の実施状況、法令等の理解度等	2 9
(3) 年度末の予算執行	3 0
(4) 情報システムの適切な価格水準での調達	3 1

第1 はじめに

本紙は、令和3年度に実施した年度防衛監察及び抜き打ち防衛監察の結果を取りまとめたものである。

第2 情報公開業務及び行政文書管理の実施状況

1 監察の概要

(1) 基本的考え方

令和3年度は、これまでの年度防衛監察結果等を踏まえつつ、情報公開業務及び行政文書管理に係る各種施策の実施状況について、適切な事務処理等がなされているかという観点から機関及び部隊（以下「機関等」という。）に対する調査及び検査を行った。

(2) 受察機関

周期的な監察を基本としつつ選定した、以下の39機関等

統合幕僚監部	
陸上自衛隊	東北方面総監部、仙台駐屯地業務隊、東北方面会計隊
	情報学校
	小平学校
	高等工科大学、武山駐屯地業務隊、第407会計隊
	教育訓練研究本部
	第11旅団、真駒内駐屯地業務隊、第325会計隊
	自衛隊札幌地方協力本部
海上自衛隊	航空集団司令部、航空プログラム開発隊
	呉地方総監部、呉海上訓練指導隊、第1音響測定隊、呉システム通信隊
	佐世保地方総監部、第2護衛隊群司令部、佐世保システム通信隊
	舞鶴地方総監部
航空自衛隊	航空幕僚監部
	北部航空方面隊司令部、第3航空団
	西部航空方面隊司令部、第4収集隊、第2移動通信隊
	飛行開発実験団、岐阜管制隊、岐阜気象隊
	第4術科学校、熊谷地方警務隊
地方防衛局	北関東防衛局
	沖縄防衛局
防衛装備庁	防衛装備庁（調達管理部調達企画課有償援助調達管理室ワシントン事務所）
	航空装備研究所

※このほかに抜き打ち防衛監察を実施した。

(3) 内容

現場の確認、関係書類の調査、関係職員との面談を行った。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和２年度に専ら書面のみによる監察を行っていた一部の受察機関については、令和３年度に実地調査等を実施した。

2 監察の結果

監察の結果、情報公開業務及び行政文書管理に係る各種施策について、一部において改善すべき状況が見られたが、全般的に適切な取組が行われていた。

機関等においては、後述する各種推奨される取組の普及を図るなど、引き続き情報公開業務及び行政文書管理に係る各種施策を徹底させるとともに、防衛省・自衛隊における情報公開業務及び行政文書管理の重要性について、周知に努める必要がある。

なお、監察における個別の指摘事項については、受察機関が真摯に受け止め、既に改善済みであるか、又は改善に努めていることを確認した。

以下、監察結果の細部を述べる。

(1) 情報公開

監察では「南スーダン派遣施設隊「日々報告」の管理状況に関する特別防衛監察の結果を踏まえた情報公開及び行政文書管理における再発防止のための措置について（通達）」（防官文第１１４８１号。２９．７．２８）を踏まえ、特に開示請求に対し、該当文書が不存在であるとして不開示決定がなされた案件における手続の適正性を中心に、過去の情報公開業務全般の処理状況について調査を行った。その他、情報公開業務に係る教育の実施状況、事務手続等について確認を実施した。

監察の結果、情報公開業務の処理状況等に関し、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 情報公開実施担当者の名簿を作成していなかった（１機関等）。

機関等においては、情報公開実施担当者の明確化、計画的な教育の実施、事務手続の確実な記録等を徹底し、情報公開の重要性の周知と再発防止策の定着を図っていく必要がある。

(2) 行政文書管理

ア 全般

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

○ 書棚ごとに保管されている行政文書ファイルの一覧を作成し表示

するなど、保管場所の誤認防止に努めていた。

- 内閣府の廃棄同意に係る状況等を行政文書ファイルに付箋や色分け等で分かりやすく表示するなど、誤廃棄及び廃棄漏れの防止に努めていた。

一方、行政文書ファイルの整備状況等に関し、改善すべき事例が認められた。機関等においては、行政文書ファイル及び行政文書ファイル管理簿の確実な整備、行政文書ファイルの適切な保管等が行われるよう、文書管理者や文書管理担当者等を適切に指導するとともに、行政文書管理の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ 行政文書ファイルの整備

防衛省・自衛隊における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、行政文書ファイルは、相互に密接な関連を有する行政文書を一つの集合物にまとめるなどして整備し、管理しなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 行政文書に該当する文書を、行政文書として適切に管理していなかった（１８機関等）。
- 行政文書ファイルに、その名称と関連性がない行政文書を編てつしているものがあつた（７機関等）。
- 同一の行政文書ファイル内に、保存期間又は作成・取得年度が異なる行政文書を混在させているものがあつた（１６機関等）。
- 一つのファイリング用具に複数の行政文書ファイルを保管しているものの中に、行政文書ファイルごとに仕切り紙を入れるなど区分けして明確に識別できるようにしていないものがあつた（１１機関等）。
- 書棚等を一つの単位として管理している行政文書ファイルの中に、別の行政文書ファイルが混在していた（４機関等）。
- 行政文書ファイルに、分かりにくい名称を付しているものがあつた（９機関等）。
- 紙媒体の行政文書ファイルの背表紙の未整備、又は整備しているが誤記若しくは記載漏れがあつた（３５機関等）。
- 行政文書に、文書管理に必要な情報の未表示、誤記又は記載漏れがあつた（１２機関等）。

行政文書ファイルの整備は、業務の基礎となるものであり、職員一人一人に着実な実施を徹底し、組織として文書管理に取り組む必要がある。

ウ 行政文書ファイル管理簿への記載

行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）の管理を適切に行うため、保存期間が１年以上

の行政文書ファイル等については、行政文書ファイル管理簿に、分類、名称、保存期間等の必要事項を漏れなく記載する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 行政文書ファイル管理簿に誤記、記載漏れ等があった（３１機関等）。
- 行政文書ファイル管理簿に記載のある行政文書ファイルに、行政文書が一つも編てつされていないものがあった（９機関等）。
- 保存期間に係る特定日が確定した行政文書ファイルでありながら、行政文書ファイル管理簿に保存期間満了日等が改めて登録されていないものがあった（１３機関等）。

インターネット等で公表される行政文書ファイル管理簿は、国民と行政機関との情報共有ツールであることから、国民の知る権利を確保するという観点からも適切に整備しなければならない。

エ 行政文書ファイル等の保管

行政文書を適切に管理するため、行政文書ファイル等と個人資料は、混在させず明確に区分して保管する必要がある。また、個人資料は、必要最小限のものとすべきであり、その保存場所は、原則として職員各自の机及びその周辺である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 行政文書ファイル等を、整理しない又は共用の保存場所で保存しないといった不適切な保管を行っていた（４機関等）。
- 個人資料を、職員各自の机又はその周辺以外の場所に保管していた（９機関等）。

事例の多くが、職員個人による不適切な保管であった。行政文書として管理すべきものの区別及び処置、個人資料を保管する場合の要領等を徹底する必要がある。

オ 標準文書保存期間基準の設定等

文書管理者は、標準文書保存期間基準を定め、それに基づいて行政文書ファイル等を管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 標準文書保存期間基準について、誤記、記載漏れ又は保有する行政文書ファイルに係る基準の未設定といった不備があった（１５機関等）。
- 上位規則と異なる保存期間を、規則に定めていた（１機関等）。
- 自ら定めた保存期間に相違して、行政文書の保存期間を１年未満と設定していた（１機関等）。

行政文書の保存期間は、文書管理業務を整齐と実施するため重要なものである。全機関において適切に標準文書保存期間基準を整備しなければ

ばならない。

カ 保存期間満了時の措置

保存期間が満了した行政文書ファイル等については、国立公文書館に移管し、又は廃棄する、若しくは保存期間を延長する必要がある。また、保存期間が1年以上の行政文書ファイル等については、廃棄に関して内閣府と協議し、その同意を得る必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 保存期間が満了し廃棄の同意が得られた行政文書ファイルを、保存期間の延長の必要がないにもかかわらず廃棄していなかった（4機関等）。

○ 保存期間が満了した保存期間が1年未満の行政文書ファイル等を、廃棄又は保存期間を延長しないまま保管していた（24機関等）。

行政文書ファイル等を廃棄していなかった事情は、単に廃棄を怠っていたもの、業務上の必要等様々であるが、引き続き必要な行政文書ファイル等であれば保存期間を延長するといった規則に従った管理を徹底しなければならない。

第3 法令遵守の意識・態勢

1 監察の概要

(1) 基本的考え方

令和3年度は、これまでの年度防衛監察結果等を踏まえつつ、特に、情報漏えいの防止（秘密保全及び情報保証）、働き方改革の前提となる健全な職場環境の確保（各種ハラスメントの防止、超過勤務の縮減並びに自殺事故の防止）に係る各種施策の実施状況について、不祥事や事故の要因となり得る組織管理上の問題点の解明及びコンプライアンスに関する意識の徹底等に係る措置の実施状況の確認に資する観点から、機関等に対し調査及び検査を行った。

(2) 受察機関

周期的な監察を基本としつつ選定した、以下の39機関等

統合幕僚監部	
陸上自衛隊	東北方面総監部、仙台駐屯地業務隊、東北方面会計隊
	情報学校
	小平学校
	高等工科学校、武山駐屯地業務隊、第407会計隊
	教育訓練研究本部
	第11旅団、真駒内駐屯地業務隊、第325会計隊
自衛隊札幌地方協力本部	

海上自衛隊	航空集団司令部、航空プログラム開発隊
	呉地方総監部、呉海上訓練指導隊、第1音響測定隊、呉システム通信隊
	佐世保地方総監部、第2護衛隊群司令部、佐世保システム通信隊
	舞鶴地方総監部
航空自衛隊	航空幕僚監部
	北部航空方面隊司令部、第3航空団
	西部航空方面隊司令部、第4収集隊、第2移動通信隊
	飛行開発実験団、岐阜管制隊、岐阜気象隊
	第4術科学校、熊谷地方警務隊
地方防衛局	北関東防衛局
	沖縄防衛局
防衛装備庁	防衛装備庁（調達管理部調達企画課有償援助調達管理室ワシントン事務所）
	航空装備研究所

※このほかに抜き打ち防衛監察を実施した。

(3) 内容

アンケート調査、現場の確認、関係書類の調査、関係職員との面談を行った。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度に専ら書面のみによる監察を行っていた一部の受察機関については、令和3年度に実地調査等を実施した。

2 監察の結果

監察の結果、法令遵守に関する各種施策について、一部において改善すべき状況が見られたが、全般的に適切な取組が行われていた。

機関等においては、後述する各種推奨される取組の普及を図るなど、法令遵守に関する施策をより一層活性化させるとともに、引き続き防衛省・自衛隊における法令遵守の重要性について、周知に努める必要がある。

なお、監察における個別の指摘事項については、受察機関が真摯に受け止め、監察終了時までには改善するか、又は改善に努めていることを確認した。

以下、監察結果の細部を述べる。

(1) 秘密保全

ア 全般

防衛省・自衛隊における秘密保全は、国の安全確保、他国との情報共有、信頼関係の維持のために必要不可欠なものである。

監察の結果、秘に指定された、又は秘に該当する可能性のある文書、

図画又は物件（以下「秘文書等」という。）の管理等に関し、改善すべき事例が認められた。機関等においては、秘の指定、秘文書等の管理要領等の秘密保全の重要性について、引き続き職員一人一人に周知徹底を図っていく必要がある。

イ 管理体制

秘密の管理のため、規則に従った事務を行い、関係職員等を適切に指定する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 規則の改正漏れ等により上位規則との不整合があった（１機関等）。
- 関係職員が提出する誓約書において、規則改正前の文面の使用等の不備があった（６機関等）。
- 複数部署の関係職員について、秘密保全関係規則に対する理解不足が確認された（１機関等）。

規則の整備や秘密を取り扱う者の指定及び教育は、秘密保全の基盤となる業務である。機関等においては、遺漏なく措置しなければならない。

ウ 秘の指定等

秘の指定は、当該秘文書等が漏えいした場合の影響を年に一度検証するなど、適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 秘の内容を含む文書を、秘に指定していなかった（１機関等）。
- 秘の指定手続きに不備があった（２機関等）。
- 文書の秘の指定について、１０年を超える指定期間を定めていた（１機関等）。
- 秘の指定の定期的な検証を適切に実施していなかった（８機関等）。
- 誤認により特定秘密の表示を行った省秘文書について、特定秘密の表示を抹消する際に、誤って「特定秘密指定解除」の表示を行っていた（１機関等）。

秘の指定は、保全に必要な最小限度にとどめるべきものであり、また、指定に関わる手続きは適切に行わなければならない。

エ 秘文書等の保管

秘文書等は、関係規則に定められた基準に合致した保管容器等に格納し厳重に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 秘文書等が、構造基準を満たさない金庫等で不適切に保管されていた（３機関等）。
- 秘文書等の保管庫について、扉を開けた際に直接外部から中が見

えないように、保管庫の内側に衝立又はカーテン等を設置していなかった（１機関等）。

○ 保管容器について、文字盤鍵の組合せ番号を毎年変更しないなど、適切な管理を行っていなかった（９機関等）。

○ 秘文書の保管記録に不備があった（１機関等）。

秘密の保護をおろそかにするような習慣は、漏えいのリスクを高めるものであり、保管要領は厳格に守られなければならない。

オ 立入り等の制限及び閲覧

漏えいを防止するため、秘密へのアクセスは厳重に管理しなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 秘密を取り扱う場所等について、立入禁止又は携帯型情報通信・記録機器の持込み禁止の掲示を適切に行っていなかった（３機関等）。

○ 携帯電話等の持ち込みを制限している場所において、携帯電話等の保管場所が、秘文書等の保管容器と同じ室内に設けられていた（１機関等）。

○ 秘文書等の閲覧が、室内の取扱者以外の者にも視認可能な状況で行われていた（１機関等）

○ 秘文書等の閲覧記録が、適切に整備されていなかった（５機関等）。

秘密の漏えいを防ぐため、秘密を取り扱う場所等への立入り、機器の持込み、秘文書等の閲覧等を適切に管理する必要がある。

カ 秘文書等の複製及び廃棄

秘文書等の複製及び廃棄を適切に行わなければ、秘密の漏えいにつながるおそれがある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 秘文書の複製又は製作に用いられる複写機について、パスワードの設定をしていなかった（１機関等）。

○ 秘文書の複製又は製作に用いられる複写機に秘密等文書複写記録簿を備え付けておらず、所要事項の記載又は記録がなかった（１機関等）。

○ 秘文書の廃棄に、性能基準を満たさない細断機を使用していた（２機関等）。

不正な複製又は不完全な細断を防ぐため、複製及び廃棄の管理要領を確実に実施する必要がある。

キ 点検及び検査

秘密の保全を確実にし、情報流出防止対策の徹底を図るため、各種の

点検及び検査は確実に実施されなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 秘文書等の保管容器の点検について、保全責任者又はその職務上の上級者が行っていなかった等の不備があった（１３機関等）。

- 抜き打ちの所持品検査を適切に実施していなかった（４機関等）。

規則に従った点検及び検査により、隙のない秘密保全を確保する必要がある。

ク 取扱い上の注意を要する文書等の管理

取扱い上の注意を要する文書等については、防衛省の職員以外の者又は当該事務に関与しない職員にみだりに知られること等がないよう、適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 行政文書に「注意」等を適切に表示していなかった（２機関等）。

- 「注意」又は「部内限り」の文書（以下、「注意文書等」という。）を収納した行政文書ファイルに秘密区分の設定を行っていない、「注意」の文書を鍵のかからない書庫に収納する、といった不適切な保管を行っていた（４機関等）。

- 注意文書等を室内に掲示、又は机上に放置していた（３機関等）。

- 注意文書等の廃棄に、性能基準（横幅が３ミリ以内に細断）を満たさない細断機を使用していた（１機関等）。

取扱い上の注意を要する文書等の表示、保管、廃棄等は規則を遵守し、日頃から適切な取扱いを徹底しなければならない。

(2) 情報保証

ア 全般

防衛省・自衛隊に課せられた任務を達成するためには、情報システム及び情報システムにおいて取り扱われるデータを、事故や意図的な破壊、改ざん、妨害等から保護し、機関等における正規の使用が安全・確実かつ安定して使用できる状態を維持しなければならない。

監察の結果、可搬記憶媒体、パソコンの管理等に関し、改善すべき事例が認められた。機関等においては、可搬記憶媒体及びパソコンの管理、情報システムの適切な運用等を徹底し、情報保証の重要性について、職員一人一人に周知を図っていく必要がある。

イ 管理体制等

情報システムの適切な運用のため、規則に従った事務を行い、業務を担当する者を適切に指定する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 部隊において定めた規則に、上位規則との不整合があった（１機

関等)。

- 情報保証に係る誓約書又はその提出について不備があった（２機関等）。
 - 部隊等情報保証責任者補助者、情報システムの利用者等の指定が、適切に行われていなかった（５機関等）。
 - 端末の更新を行った際に、情報システムに係る運用承認を得ていなかった（１機関等）。
 - 情報システムの機器の設置場所、使用者名等の情報システムの管理に関する事項を記載した文書を整備していなかった（３機関等）。
 - 自宅の私有パソコン等の確認を実施していなかった（１機関等）。
- 規則の整備、責任者の明確化、情報システムに係る運用の管理等は、情報保証業務を実施する上で基盤となるものである。機関等においては、遺漏なく措置しなければならない。

ウ 可搬記憶媒体の管理

小型で持ち運びが容易な可搬記憶媒体の紛失等を原因とする情報の流出を防止するため、部隊等情報保証責任者等は、集中保管、管理簿の整備等により、可搬記憶媒体を適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 可搬記憶媒体管理簿への登録に不備があった（１０機関等）。
- 可搬記憶媒体に登録番号等が適切に表示されていなかった（１０機関等）。
- 可搬記憶媒体を集中保管していないなど、保管要領が不適切であった（２機関等）。
- 可搬記憶媒体の持ち出し記録等に不備があった（８機関等）。

可搬記憶媒体の持ち出しにより、過去に重大な保全事故が発生しており、その紛失も大きな影響を及ぼすものである。可搬記憶媒体の管理は、おろそかにすることなく確実に実施されなければならない。

エ パソコンの管理

パソコンの紛失や情報の流出を防止するため、情報システム情報保証責任者等は、盗難防止のための措置、持ち出しの記録等によりパソコンを適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 部外者がモニターを容易に視認できる場所で、注意電子計算機情報を扱う情報システムが使用されていた（１機関等）。
- 可搬型のパソコンの盗難防止措置として、ワイヤーによる固定等が適切に行われていなかった（２０機関等）。
- 可搬型のパソコンの盗難防止のワイヤーの鍵を、適切に管理していなかった（６機関等）。

○ パソコンの盗難防止措置として、事務室等の施錠が適切に行われていなかった（１機関等）。

○ パソコンの持ち出し記録に不備があった（１機関等）。

不適切な場所でのパソコンの使用、パソコンの紛失又は盗難は情報流出事案につながりかねないものである。テレワークの活用が広まる状況下にあって、厳格に管理すべきである。

オ 認証機能の設定等

情報システム情報保証責任者は、情報システムの利用者を制限する必要がある場合、情報システムに認証機能を設けなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ パソコンの認証機能の設定に不備があった（８機関等）。

○ パソコンのログインパスワードを付箋で机に貼る、ＩＤカードを挿したまま放置するといった認証情報等の管理に不適切な状況があった（１１機関等）。

認証機能の設定及びその情報の取扱いは、おろそかにすることがあってはならない。情報システムの利用者は、ログインパスワード等を他人に不正に使用されないよう適切に管理する必要がある。

カ 情報システムの脆弱性への対応

情報システムの脆弱性に対応するため、情報システム情報保証責任者等は、必要な機能等を情報システムに設定する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ ウイルス対策ソフトの更新を行っていなかった（５機関等）。

○ 情報システムごとに定められた遵守事項に違反し、電子メールの設定において、プレビュー機能又はHTML形式による表示を使用していた（２機関等）。

情報システムへの攻撃は日々多様化しているものであり、情報システム情報保証責任者及びシステム利用者は、対応に万全を期す必要がある。

(3) 個人情報保護

ア 全般

個人の権利利益を保護するため、規則に定められた措置を確実に実施し、適正な個人情報の取り扱いを確保する必要がある。

監察の結果、保有個人情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の管理等に関し、改善すべき事例が認められた。

機関等においては、個人情報保護する体制の確実な維持、保有個人情報の確実な識別、個人情報ファイルの確実な整備及び適切な保管等を機関等に徹底し、個人情報保護の重要性について周知を図っていく必要がある。

イ 管理体制

個人情報を適切に保護するため、責任者の指定、監査及び研修を規則に従って実施する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 保護責任者等の指定にあたり、指定書を作成していなかった（３機関等）。
- 個人情報保護に係る定期監査を実施していなかった（２機関等）。
- 個人情報の取扱いに従事する職員に対し、個人情報保護に係る研修を行っていなかった（１機関等）。

責任者の明確化、定期的なチェックや必要な知識の教育は、個人情報に関する業務を実施する上で基盤となるものである。機関等においては、規則に従って遺漏なく措置しなければならない。

ウ 保有個人情報等の管理

保護管理者は、保有個人情報等を適正に管理するとともに、保有個人情報の漏えい等を防止するための措置を講じなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 個人情報が記録された行政文書を、保有個人情報として管理していなかった（９機関等）。
- 保有個人情報が記録された媒体に、「個人情報」の標記が適切に表示されていなかった（２５機関等）。

日頃から個人情報保護を意識して業務に取り組むことを職員に周知し、管理を徹底する必要がある。

エ 保有個人情報等の保管及び送信

保有個人情報の漏えい等のリスクを回避するためには、保有個人情報等を閲覧し得る者を限定するための保管及びアクセス制限等の措置を講じなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 個人情報が記録された行政文書を、鍵をかけることができる容器、外部から視認することができない容器等で適切に保管していなかった（１２機関等）。
- 保有個人情報を、関係職員以外の者が閲覧できる状態のまま放置していた（１機関等）。
- 情報システム内に保存されている保有個人情報等に、関係職員以外の者からのアクセスを制限するために必要な措置を講じていなかった（４機関等）。
- 個人情報電磁的記録を送信する際に、秘匿化の措置を講じていなかった（５機関等）。

個人情報の漏えいが深刻な被害をもたらすことを認識させ、個人情報

を保護するための措置を徹底する必要がある。

(4) 武器・弾薬等の管理

ア 武器・弾薬の管理

武器・弾薬の紛失・盗難等事案の発生を防止するためには、武器・弾薬の管理者等をはじめとする職員が過去の事案に学び、武器・弾薬の管理に対する意識を常に高めなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 規則の改正漏れ等により上位規則との不整合があった（１機関等）。
- 拳銃格納箱の縛着又は固着が不十分だった（２機関等）。
- 武器庫の鍵を管理責任者以外の者に管理させていた（１機関等）。
- 武器庫等の鍵を複数の者により分散して管理していなかった（２機関等）。
- 小火器の保管状況等について、規則で定められた点検等を適切に実施していなかった（２機関等）。

防衛省・自衛隊が国民の信頼の下に任務を遂行する上で、武器・弾薬は極めて重要であり、適正な管理に万全を期すべきものである。引き続き、管理要領を徹底しなければならない。

イ 毒劇物及び有機溶剤の管理

毒劇物及び有機溶剤の適正な管理は、保健衛生上の危害の防止、周辺環境の保護、盗難又は紛失防止等の観点から確実に実施しなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 毒劇物の保管庫の鍵を自ら定めた規則どおりに常時携行していなかった（１機関等）。
- 劇物とその他の物を区分して管理していなかった（２機関等）。
- 劇物の在庫量の定期的点検に係る記録に不備があった（３機関等）。
- 危険物を不適切な保管場所で保管していた（１機関等）。
- 危険物の保管場所において、定められた標示板を設けていなかった（１機関等）。

油脂類をはじめとする毒劇物及び有機溶剤について、身近にありながら、その管理要領の理解が不十分である事例が見受けられた。適正な管理の重要性について周知徹底を図る必要がある。

(5) 各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント）

ア 全般

各種ハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応は、職員の人権の保護、健全な職場環境の確保、職員の能率の発揮等のために極めて重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 上級部隊にハラスメント対処要員を組織し、隷下部隊の相談に積極的に対応していた。
- 相談員の教育に際し、隊員の年齢、階級等に応じた独自の教育資料を用意し、また、ディスカッションを取り入れた教育を実施していた。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

イ セクシュアル・ハラスメント

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- あだ名等の不適切な発言や不必要な身体との接触といった、職員本人が不快に感じる言動があった（５機関等）。

ウ パワー・ハラスメント

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 威圧的な言動、人格を否定する発言、不適切な指導等があり、職場環境が悪化した状況を確認した（１４機関等）。

エ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

監察の結果、顕在化したハラスメントは確認されなかったが、引き続き、ハラスメントの防止に取り組む必要がある。

オ 各種ハラスメントを防止するための施策

各種ハラスメントの未然防止又は適切な対応のため、相談体制、教育等の施策は重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 性的指向や性自認に関する上位規則の改正が、受察機関の規則に反映されていなかった（１機関等）。
- 相談員について、各部署に複数であること、課長等に指導できる地位の者を充てること、相談者が希望する性の相談員が同席できる体制を整備するといった点で不備があった（１０機関等）。
- 各種ハラスメントの通報・相談窓口が適切に周知されていなかった（４機関等）。
- 監督者や相談員をはじめとする職員への教育が不十分であった（５機関等）。
- ハラスメントに関する相談について、一部の聴取記録が作成又は保管されていなかった（２機関等）。
- 相談を受けたハラスメントについて、具体的にとられた対応を相

談者に説明していない、相談者の状況を継続的に把握していないといった不適切な対応があった（３機関等）。

各種ハラスメントは、それを受けた者はもちろんのこと組織にとっても大きなダメージを与えうるものである。特にパワー・ハラスメントに関しては、指導が職務の適切な範囲を逸脱して職場環境を悪化させる事例が認められるとともに、相談に対する対応が適切に行われていない事例が認められた。

一因として、上司が適切なコミュニケーションを形成できていない状況が見受けられるが、社会環境が変わりゆく中で、部下の指導にはこれまで以上の注意が必要となってきた。価値観や教育環境の変化、部下一人一人の資質等の違いなどに留意することが重要である。日頃から適切かつ積極的なコミュニケーションを心掛けることにより、風通しの良い職場環境を醸成することが重要である。

(6) メンタルヘルス

防衛省・自衛隊において、メンタルヘルスの充実、職員の「規律・団結・士気」を高め、精神的精強性を保持するとともに、新型コロナウイルス感染症流行による身の回りの環境の変化や災害派遣等における職員のストレスを軽減するためにも極めて重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

○ 新規着任者や転入者を対象とした体験カウンセリングを積極的に実施し、カウンセリングを利用しやすい環境の構築に努めていた。

その他、各種相談窓口の周知や教育を行っていること等を確認した。

機関等においては、施策を着実に実施するとともに、職場環境に応じた取組を積極的に行い、職員のメンタルヘルスを良好な状態で保持する必要がある。

(7) 公益通報者保護

公益通報制度を適切に運用することは、内部監査機能の強化及び組織の自浄作用の向上に寄与するなど、法令遵守の確保につながるものである。職員等からの法令違反等に関する通報を適切に取扱い、通報者の保護を図らなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 公益通報に係る標準文書保存期間基準又は行政文書ファイルについて、保存期間に誤りがあった（４機関等）。

○ 制度の概要又は通報窓口について十分理解していない職員が一部に認められるなど、周知が不十分であった（５機関等）。

機関等公益通報責任者は、公益通報に関連する文書の適切な管理を改め

て徹底するとともに、全職員が公益通報者保護制度の趣旨等を正しく理解するよう、同制度の周知徹底を図る必要がある。

(8) ワークライフバランスの推進

職員が心身ともに健全な状態で高い士気を保ちつつ、その能力を十分に発揮できるような環境を整えるためには、働き方改革等によりワークライフバランスを推進することが極めて重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- ワークライフバランスを推進するための委員会等を設置し、組織的に環境改善に取り組んでいた。
- Child Care 7 (※) を職員全体によく周知し、積極的に取得させる取組を行っていた。

(※) Child Care 7とは、男性職員の配偶者出産特別休暇（2日）及び育児参加のための特別休暇（5日）のこと

このほかにも、機関等全体での業務の平準化、上級指揮官が自ら出産予定の隊員と面談を行うといった組織的な取組が確認された。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 特定の部署又は職員に業務が集中するなどして、長時間労働が常態化していた（18機関等）。
- 組織として、超過勤務時間を把握する取組がなされていなかった（14機関等）。

長時間労働の常態化に起因する職員の多忙感・疲労感が、様々なストレスと結びつき、自殺やパワー・ハラスメント等に発展するリスクとなることを認識し、働き方改革を通じて職員のワークライフバランスを組織的に推進することが重要である。長時間労働の解消を職員個人の努力だけに頼ることなく、組織として要因分析を行い、業務の効率化や人員配置の見直し等に積極的に取り組む必要がある。

また、仕事と家庭の両立支援に関する各種制度の利用促進についても、制度の利用促進には職員一人一人の理解と協力が不可欠であり、引き続き職場全体に理解を浸透させる取組を行うべきである。

(9) その他

ア 再就職等規制

「自衛隊法」（昭和29年法律第165号）に定められた再就職等規制は、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するために設けられた制度である。あつせん規制、求職活動規制及び働きかけ規制に違反する行為は、国民の防衛省・自衛隊に対する信頼を大きく損ねることになりかねない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 規制違反再発防止策の教育は、ほぼ全ての受察機関で実施されていたものの、規制の概要について理解していない職員が認められた（６機関等）。

職員一人一人に規制内容を理解させ、再就職等規制違反の再発防止を徹底する必要がある。

イ 海外渡航承認申請

秘密保全及び職員の安全の確保の観点から、職員が国の用務以外の目的で本邦以外の地域に渡航する場合は、承認権者に海外渡航承認申請を提出し、その承認を受ける必要がある。また、海外渡航承認申請の有無にかかわらず、当該申請が適切に行われているかについて随時確認する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 任意に一般旅券の提出を求める等の方法により、海外渡航承認申請が適切に行われているかについて随時の確認がなされていなかった（１機関等）。
- 海外渡航後のチェックシートが提出されていなかった（１機関等）。

関係規則に定められた措置は、確実に実施されなければならない。

ウ 親睦会等の金銭管理

親睦会等の私的な会で徴収した職員相互の拠金等については、公的な金銭ではないものの、金銭事故防止の観点から定期的な点検・監査等を行うなど適切に管理することが重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 親睦会等の会費について、管理に関する規約を定めていない、規約に基づいた手続き等（関係職員の交代時に行われる検査、金庫の鍵の保管要領）が行われていないなど、管理に不備があった（５機関等）。

金銭管理について、現状を追認することなく、適正性を常に意識した管理を行う必要がある。

エ 自衛隊員倫理

自衛隊員倫理規程の遵守は、自衛隊員による職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保する上で必要不可欠である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 倫理カードを携帯していない職員がいた（９機関等）。

このほか、業界関係者等との対応についての監察結果は後述する。

オ 監察を阻害するおそれのある調査

監察は、組織の問題点を解明し、改善を図ることが可能となる重要な機会であり、匿名アンケートや面談の内容の保全及び回答者の保護は、効果的な監察を行う上で重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 上級機関による監察の匿名アンケート調査及び面談について、回答者及び回答内容の特定につながる調査を行っていた（１機関等）。

監察結果に係る不必要な調査は、所属職員による自由な意見の表明を躊躇させ、組織の実情を把握し解明した問題点を改善するための機会を失うことにつながることから、監察結果に基づく改善処置等の対応に当たっては、アンケート等の内容を保全し、回答者を保護しなければならない。

第４ 入札談合防止

１ 監察の概要

(1) 基本的考え方

令和３年度は、これまでの年度防衛監察結果等を踏まえつつ、装備品の調達、建設工事等における入札談合防止に係る各種施策の実施状況等について、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成１４年法律第１０１号）、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和２２年法律第５４号）等の趣旨に照らして業務が適切に実施されているかという観点から、機関等に対し調査及び検査を行った。

(2) 受察機関

周期的な監察を基本としつつ選定した、以下の９機関等

内部部局	
防衛医科大学校	
陸上自衛隊	九州補給処
海上自衛隊	補給本部
航空自衛隊	第２補給処
情報本部	
地方防衛局	近畿中部防衛局
	東海防衛支局
防衛装備庁	防衛装備庁内部部局

※ このほかに抜き打ち防衛監察を実施した。

(3) 内容

現場等の確認、関係書類の調査、関係職員との面談を行った。新型コロナ

ナウウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和２年度に専ら書面のみによる監察を行っていた一部の受察機関について、令和３年度に引き続き書面監察や実地調査を実施した。

2 監察の結果

監察の結果、入札談合防止に向けた各種施策について全般的に適切な取組がなされていることを確認した。しかしながら、一部においてその取組が形式的なものに留まっている状況が見られた。

機関等においては、入札談合防止に係る関係法令等の趣旨を理解した上で調達業務に取り組む必要がある。

なお、監察における個別の指摘事項については、受察機関が真摯に受け止め、既に改善済みであるか、又は改善に努めていることを確認した。

以下、監察結果の細部を述べる。

(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等

ア 競争性の拡大

入札等に係る競争性の拡大は、入札談合防止の観点から有効な施策の一つとして認知されているところである。防衛省においては、「平成２０年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する大臣指示」（防衛大臣指示第６号。２１．１２．２１。以下「平成２１年度大臣指示」という。）を発出して、一般競争入札の拡大、仕様書・入札の公告期間等の見直し、入札情報の充実等により、新規参入者を拡充し、競争性の更なる確保を図るよう指示している。

(ア) 競争性のある契約方式の採用状況及び拡大への取組

a 競争性のある契約方式の採用状況

競争性のある契約方式（一般競争入札並びに公募を行った上での指名競争入札及び随意契約）の採用状況として、受察機関における過去３か年分の契約実績について調査を実施した。

監察の結果、競争性のある契約方式を採用した割合は、機関等の特性に応じて概ね１００パーセントから１９パーセントまでの差があったものの、「公共調達の適正化について（通知）」（経装第８６６８号。１８．９．８）に基づき、競争を許さない場合等を除いて、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行っていることを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 調査研究等の契約は、原則として一般競争入札に付すとされているが、公募随契の条件の確認を十分に行わず公募による随意契約としていた（２機関等）。

機関等においては関係規則を十分確認のうえ、一層の競争性拡大に努める必要がある。

b 少額随意契約の更なる改善

(a) 標準的な取組

競争性のある契約方式の拡大については、「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日・行政改革推進会議。以下「調達改善の取組指針」という。）では、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）に規定する少額を理由とする随意契約（以下「少額随意契約」という。）の改善に向けた標準的な取組として、調達の一括化が例示されている。

監察の結果、少額の調達要求を取りまとめて一般競争入札に付す（5機関等）などの取組が見られた。

(b) 発展的な取組

調達改善の取組指針では、発展的な取組として、オープンカウンター方式（※）の採用及び少額随意契約が可能な金額以下での一般競争入札の実施が例示されている。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

（※）発注者が見積りの相手方を特定しないで、調達内容・数量を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式のこと

○ オープンカウンター方式を導入していることを確認した（7機関等）。

○ 少額随意契約の上限額を独自に引き下げることにより、一般競争入札の拡大を図っていた（7機関等）。

(イ) 一者応札等（※）の解消へ向けた取組

一者応札等については、その原因を分析し、以後の案件においては競争原理が働くように改善する必要がある。

調達改善の取組指針では、一者応札等となった要因や財・サービスの提供者の状況調査等を踏まえ、競争参加資格や仕様等の見直しに取り組むことが必要とされている。また、新規参入者にも配慮した情報提供も重要である。

監察の結果、入札参加意思を示したにもかかわらず応札しなかった事業者にその理由を確認するなどして原因分析を実施し（2機関等）、その結果を調達要求部署と認識共有していることを確認した（1機関等）。

（※）一般競争入札又は公募を行ったにもかかわらず、入札又は公募に応じた者が一者のみとなり、実質的に競争が行われなかった案件のこと

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 汎用品の入札が一者応札等になっているにもかかわらず、改善に向けた取組を行っていなかった（１機関等）。

○ 契約部署と調達要求部署とが相互に連携して、仕様書等から競争を阻害する事項を排除したり、新規参入者向けに説明会を開催したりする等の具体的な取組が確認できなかった（９機関等）。

機関等においては、一者応札等が継続して特定の事業者が受注を繰り返す場合は、調達価格の高止まりが懸念されることに留意し、競争参加者の増加を図る必要がある。

なお、特殊な技術、品質が求められる調達であって、そもそも特定の二者以外履行できない場合には、慎重な検討を踏まえ、新規参入者が存在しないことの常続的な確認を行った上で随意契約する方が、価格交渉の余地を確保でき合理的な場合もあり得ると考えられる。

(ウ) 公告要領の見直し

平成２１年度大臣指示に基づき、公告期間等を見直すことにより競争性の拡大を図る必要がある。

監察の結果、予決令の規定である１０日より長い公告期間等を設定することで、競争性を拡大させるという推奨される取組が見られた（６機関等）。

また、公告等をホームページに掲載又は庁舎内に掲示するだけでなく、近隣の部隊等や商工会議所等にもその掲示を依頼するなど、閲覧機会の増大を図る積極的な取組が見られた（６機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 入札公告において、入札期日以前に入札参加届、事業計画書等の提出を要求しているものがあつた（１機関等）。

長い公告期間の設定が推奨されていることを踏まえれば、入札日に先立ち、応札希望者から入札参加届等の提出を求めることは、実質的な公告期間を短くしていることになりかねないため競争性拡大の余地があり所要の改善が必要である。

加えて、契約担当者が入札前に応札者を特定できることから官製談合を誘引する可能性を排除できなくなるため、入札に先立って応札者を特定可能な手続きは必要最小限に留めることが必要である。

(エ) 入札情報の充実

調達改善の取組指針では、競争参加者増加のための取組として、発注予定の事前公表、ホームページを活用した調達情報の発信が例示されている。

また、「航空自衛隊第１補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書」（平成２２年１２月１４日・防衛省。以下「１補事案報告書」という。）においては、入札情報の充実等に

よる競争性確保のための改善措置として、仕様書情報をホームページに掲載することを例示している。そして、「防衛省仕様書等のホームページ掲載基準について（通知）」（装装制第101号。27.10.1）では、公告等をホームページに掲載する際は、不開示情報を含む場合を除き、併せて仕様書等も掲載するよう努めることとしている。

監察の結果、仕様書等をホームページに掲載するなどして入札参加希望者が直接入手できる取組を行っていた（6機関等）。

（オ）新規参入者の拡充に向けたその他の取組

新規参入者を拡充するためのその他の取組としては、競争参加資格の条件を緩和したり、新たに入札等に参入する事業者等を開拓したりすることが考えられる。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

○ 競争参加資格の条件を緩和していた（8機関等）。

○ 政府電子調達システム（GEP S）に調達情報を掲載していた（1機関等）。

政府電子調達システム（GEP S）に掲載することで、契約実績のある業者以外の者も、調達情報を目にする機会が増え、新規に入札参加する業者の増加が期待される取組は評価できる。

イ 不正防止に向けた組織体制

（ア）原価計算部署と契約部署の相互けん制

「調達改革の具体的措置」（平成11年4月2日・防衛庁）において、防衛調達に関わる一連の不祥事の背景の一つとして、原価計算部署及び契約部署の相互けん制が十分に機能しなかったことが指摘されている。

監察の結果、原価計算業務と契約業務とを別の部署で行わせるか、或いは人的制約がある受察機関においては、調達案件ごとに担当者を分離して行わせることで相互けん制を働かせていることを確認した（9機関等）。

（イ）指名随契審査会等の活用

「公共調達の適正化を図るための措置について（通知）」（装管調第107号。27.10.1。以下「公共調達適正化通知」という。）では、随意契約を行う場合、契約関係者以外の者を含む複数の者により、随意契約によることとした理由等について審査を行う措置を執ることとしており、また、この措置に当たっては、指名随契審査会等の積極的な活用留意することとしている。

監察の結果、指名随契審査会等を活用し、指名競争契約、随意契約の適否等について審査を実施する内部規則等を定めていることを確認した（6機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 指名随契審査会において随意契約の適否等について審査することを内部規則で定めていたが、「公募結果による随意契約」の審議をしていなかった（２機関等）。

○ 大臣承認が必要な随意契約に係る審議が行われず大臣承認の申請漏れが発生していた（１機関等）。

指名随契審査会における審議は入札等における競争性拡大や適正な契約手続きの担保に重要な役割を果たしており、審議を形骸化させることなく実施する必要がある。

(ウ) 公正な仕様書等の作成

１補事案報告書では、①特定の企業に仕様書作成業務の協力を依頼する、②官側が希望する企業に落札させようと仕様書を作成する上で不適切な行為をする、③銘柄を指定する際にその理由書が添付されていない、という３つの不適切な調達手続を指摘し、改善措置の一つとして仕様書の作成要領の見直しを行うとしている。

これを受けて、「機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領について（通知）」（装装制第７０７７号。３１．３．２９。以下「仕様書記載要領通知」という。）を発出し、記載したカタログ製品名が例示であることを明確にすること、特定の製品を調達する必要がある場合はその理由書を作成すること、などの具体的な要領を定めている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 売買契約によって調達する物件の仕様書について、カタログ仕様書に基づいて調達したいのか、機能性能仕様書に基づいて調達したいのか、必ずしも明確でないものが存在した（１機関等）。

機関等においては、仕様書記載要領通知ではカタログ仕様書と機能性能仕様書との記載要領が異なっていることを周知徹底するとともに、例えば仕様書のチェックを複数者で行い客観性を担保するなど、仕様書等の公正性確保に留意する必要がある。

(エ) 物品・役務等調達関係チェックシートによる点検

「入札状況に係る報告等に関する措置について（通知）」（装管調第１１５号。２７．１０．１。以下「入札状況報告通知」という。）別添「調達業務に当たって取り組むべき実施事項」において、調達要求、予定価格算定及び契約各部署は、案件ごとに業務実施の適切性について自己点検することが定められている。この際、班長級以上の者がチェックシートにチェック等することにより、各部署が取り組むべき実施事項を網羅的に確認できるようになっている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ チェックシートによる点検が実施されていなかった（１機関

等)。

- チェックシートの各チェック及び確認者名が印字され、かつ、押印もないため、案件ごとに自己点検しているか疑わしい状況があった（５機関等）。

- チェック誤り又はチェック漏れがあった（１機関等）。

機関等においては、チェックシートによる点検を形骸化させることなく、各担当者には調達業務に当たって取り組むべき実施事項の趣旨をよく理解させる必要がある。

(オ) ３年以上補職替え等のない調達等関係職員

平成３０年６月に公正取引委員会から公表された「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」（以下「実態調査報告書」という。）は、過去の違反事件を見ると、事件に関与した職員が、同一のポストに長く従事したことにより、事業者との必要範囲を超えた密接な関係が構築され、働きかけを受けてこれに応じた事案なども見られると指摘している。

防衛省においては、「調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について（通達）」（防人１第２６２号。１４．１．１７）を定め、調達・補助金等関係職員については、その補職替え等の日から起算して３年を超える日までに同一職務以外の職等へ補職替え等を行うものとしている。また、３年以上同一職務に従事させざるを得ない者については、その事情等について上級機関等に通知しなければならないとしている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 調達等関係業務に従事しているにもかかわらず調達等関係職員として管理されていない職員や、正確な在職期間が把握できていない職員が存在した（２機関等）。

機関等においては、各部署の連携の下、職員個々の業務内容を確認するなどして、調達・補助金等関係職員を適切に管理する必要がある。

ウ 業界関係者等との対応要領

実態調査報告書では、発注業務を担当する職員等は事業者と接触する機会が必然的に多くなり、事業者から予定価格、設計価格、入札参加事業者名等を漏らすなどの働きかけを受ける場合もあり得ることから、発注機関は外部からの働きかけを受けた場合には上司に報告するなどのルールを定めておく必要があるとしている。

防衛省においては、「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（通達）」（防経装第８３０３号。１９．８．３０）及び「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する

場合における対応要領の細部事項について（通知）」（装管調第89号。27.10.1。以下、両者を合わせて「対応要領通達等」と総称する。）を定めて、業界関係者等との対応要領を規定している。

（ア）接触場所の制限

対応要領通達等では、業界関係者等との接触は執務室以外の区画で行うこととし、やむを得ず執務室で接触する必要がある場合には適切な情報保全措置を施すこととしている。

監察の結果、会議室等の執務室以外の場所、又は執務室内をカウンターやパーティションにより区画するなど適切な情報保全措置を施した場所において、業界関係者等と接触していることを確認した（7機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- カウンター越しにパソコンの画面や机上の書類の内容が判読可能な状態となっていた（2機関等）。

機関等においては、業界関係者等との接触場所におけるリスクに応じた情報保全措置について再度確認する必要がある。

（イ）接触の方法等

対応要領通達等では、業界関係者等との接触は職務上必要な最低限の範囲でのみ許されている。また、接触に際しては複数の職員による対応を原則とし、単独で対応できる場合の要件として①書類等の受渡しを行う場合等であること、②複数で対応できないやむを得ない事情があること、③職務上の上級者の了解を得ることを掲げている。さらに、働きかけを受けた場合の措置をあらかじめ業界関係者等に対して伝えるとともに、防衛省の退職者であるか否かの確認を行い、防衛省の退職者が含まれる場合は幹部職員又は幹部相当の職員を1名以上含めて対応することとしている。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 来訪記録簿等を作成し、接触した業界関係者等の氏名、接触日時、対応者の氏名、退職者確認等を記録し、事後的に接触状況を検証できるようにしていた（7機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 来訪記録簿等を作成すると定めているにもかかわらず、接触の内容を上級者が十分に確認していない状況や記載漏れが疑われる状況が見られた（4機関等）。
- 単独接触できる要件を満たしていないにもかかわらず、単独接触していると強く疑われる状況が見られた（3機関等）。
- 業界関係者等との調整に私物の携帯電話を使用している職員がいた（1機関等）。

機関等においては、対応要領通達等の趣旨を再認識し、業界関係者等との接触に際しては国民の疑惑や不信を招くような行為を防止することが求められる。このため適切な連絡手段の確保を含めた方策の検討が必要である。

(ウ) 働きかけを受けた場合の措置

対応要領通達等では、業界関係者等から働きかけを受けた職員は、当該働きかけを拒否し、直ちに接触を中止するとともに、速やかに機関等の長及び監査実施部門の長に報告することとしている。

監察の結果、確認した全ての機関等では業界関係者等から働きかけを受けた職員の存在は確認されなかった。

エ 不正防止に向けた契約事務手続上の取組

実態調査報告書によれば、発注機関の職員が入札談合等に関与した事件が依然として多く見られる状況にある。契約事務手続においては、各機関等の特性に応じて定めたルールを明文化し、職員が当該ルールを遵守しているかをチェックする体制を整備する必要がある。

(ア) 発注に係る秘密情報（※）の管理

発注に係る秘密情報の漏えいは入札談合等関与行為の典型事例の1つであり、当該情報を取り扱う部署においては適切な情報管理が必要である。

「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について（通知）」（装管原第83号。平成27年10月1日）では、予定価格算定の基礎とした数値及び数式は、競争参加者による予定価格の推定を容易にするおそれがあることから、職務上知る必要のある国の職員以外の者にこれを開示してはならないとし、さらに、当該数値又は数式が記載された文書等には「部内限り」又は「注意」の表示を行うものとしている。

（※）入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているもの
監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 予定価格調書や調達要求書のように予定価格又は予定価格を類推される情報が記載された書類が鍵のかかる書庫等で保管されていなかった（2機関等）。
- 入札前の工事積算資料、予定価格調書等は発注に係る秘密情報が記載された文書と認識しているにもかかわらず、「部内限り」「注意」等の表示をしていなかった（1機関等）。
- 入札前の工事積算資料、調達要求書等がアクセス制限することなく共有サーバ内に格納されており、職務上知る必要のない職員が閲覧できる状態にあった（5機関等）。

機関等においては、発注に係る秘密情報の漏えい防止は発注機関の職員が関与する入札談合を防止するのに極めて有効な手法であることを再認識するとともに、秘密情報の管理を厳格に実施するべきである。

(イ) 予定価格の類推防止

入札状況報告通知では、予定価格の算定に当たっては安易に企業見積、実績資料、前例価格等によることなく、各種工夫を凝らして予定価格を容易に類推されないよう努めることとしている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 複数年にわたって入札参加者が固定している（一者を含む。）

調達について、入札参加が見込まれる事業者の参考見積だけで予定価格を算定していた（２機関等）。

機関等においては、安易な予定価格算定は調達価格の高止まりだけでなく、入札談合を助長する可能性があることに留意する必要がある。

(ウ) 契約に係る情報の公表

公共調達適正化通知では、国の支出の原因となる契約を締結したときは、その名称、契約の相手方、契約金額等の情報を公表することとしている。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項について（通知）」（防整施第６９３９号。２８．３．３１）では、発注機関の長は入札結果等を文書閲覧窓口に備え置いて、希望する部外者の閲覧に供するほか、ホームページに掲載するとしている。契約に関する情報を適切に公表することは、外部の機関等による監視の可能性も期待できることから、公共調達における入札談合防止に向けた有効な施策の一つとされている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 公表に係る手続が担当者任せになっているなどチェック体制が不十分であったため、公表内容の一部に誤記や漏れがあった（４機関等）。

機関等においては、情報の公表に係る手続を整備して、公表内容の正確性をより一層向上させる必要がある。

(エ) 郵便入札等における立会い

予決令では、開札に入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係ない職員を立ち合わせなければならないとしている。これは、開札に立会しない者の立場を保護するとともに、契約部署による不正を防止することが目的であり、入札参加者から疑念を抱かれないように人選を適切にする必要がある。

監察の結果、適切に郵便入札が行われているのを確認した。

(オ) 入札参加者相互の情報交換の防止

入札談合を防止するためには、入札参加者が相互に認知することな

く入札を執行するのが望ましく、次のような施策が有効である。

- a 電子入札・開札システムの導入
- b 仕様書等のホームページへの掲載
- c 不必要な入札説明会等の廃止

監察の結果、入札参加者が相互に認知できるような不適切な手続は確認されなかった。

オ 入札過程の監視、入札結果の検証等

平成21年度大臣指示では、各調達機関自らが入札過程の監視及び入札結果の検証態勢の強化を図ることとされている。

(ア) 入札談合情報の取扱い

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第10条により、公共工事の入札及び契約に関して入札談合等の行為があったことを疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなければならない。また、「工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（防整施第15572号。27.10.1）及び「物品等の入札又は契約に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（装管調第116号。27.10.1。以下、両者を合わせて「談合情報等対応マニュアル」と総称する。）では、公正取引委員会との連携を図りつつ入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うために必要な事項が定められている。

監察の結果、入札及び契約の公正に係る審査を行う機関が設置され、談合情報等への対応要領及び公正取引委員会への通知要領が整備されていることを確認した（9機関等）。

(イ) 入札執行段階の監視

入札開始前に、職員の立会なく入札参加者のみを入札室に在室させると情報交換が行われる可能性がある。

監察の結果、入札室を開場した後は、職員立会の下で入札参加者を待機させていることを確認した（9機関等）。

また、「工事費内訳明細書及び業務費内訳明細書の取扱いについて（通知）」（防整施第6921号。28.3.31）では、原則として全ての工事において内訳明細書の提出を求め、確認するものとされている。その結果、談合が行われたと疑うに足り得る事実等が認められた場合は、談合情報等対応マニュアルに基づく対応が求められている。

監察の結果、工事費内訳明細書の確認が適切に実施されていることを確認した（3機関等）。

(ウ) 入札結果の事後的検証

実態調査報告書によれば、落札率の高低のみでは入札談合等の有無を判断できないが、入札談合等関与行為が存在している場合には、入

札結果に不自然・不合理な点が生じている場合がある。そのため、一者応札、同一事業者による長期継続受注、高落札率などに着目して検証することは、入札談合等の防止、発見だけでなく、職員による入札談合等関与行為を抑止する観点からも有効であるとされている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 入札結果の事後的検証を行う契約の選定に当たり、過去の入札談合事例、調達履歴、市場の寡占状況などを考慮していなかった（１機関等）。

○ 複数年度にわたる分析が行われていない、あるいは検証対象が一部の品目のみに限定されているなど、検証対象の拡大の余地が認められた（４機関等）。

機関等においては、次の(エ)の入札状況の報告を活用するなどして個別品目ごとの検討と年度横断的な検証を組み合わせるとともに、事業者や地域などに着目した多層的な検証を行うなど、事後的検証の実効性向上に努める必要がある。

(エ) 入札状況の報告

入札状況報告通知では、契約金額が５００万円を超える入札契約の報告を行うほか、予定価格と落札価格が同一の入札案件が発生した場合、速やかに事実関係の確認、事業者へのヒアリング、談合情報等の有無等の調査を行い、その結果等について通知することとしている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 予定価格と落札価格が同一の入札案件について防衛装備庁長官への通知に漏れがあった（１機関等）。

機関等においては、入札状況報告通知の趣旨を十分認識して確実に通知を行う必要がある。

(2) 教育の実施状況、法令等の理解度等

平成２１年度大臣指示は、入札談合防止に対する意識を高めるとともに、入札談合関連法令等を理解させるための研修や教育等の強化を図ることとしている。また、「入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について（通達）」（防経装第６１８６号。２３．５．１７）では、全ての調達等関係職員を対象に、新着任者教育のほか、定期的な各種の会議等の機会を捉えて、入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育を年１回以上実施することとしている。さらに、業界関係者等と接触する場合における対応要領については、対応要領通達等に基づき教育を実施するものとされている。

ア 教育の実施状況等

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 教育後に記述式による理解度確認テストを実施し、教育内容の定着を図っていた（１機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 防衛省における入札談合事案の教訓や防衛省として定めた対応要領など、教育すべき項目が網羅されていなかった（１機関等）。

- 教育は計画的になされていたものの、対応要領通達等で定める教育等の実施状況を防衛装備庁長官に報告していなかった（１機関等）。

機関等においては、入札談合防止の観点から定めた各種法令等を職員に正しく把握させる機会を設けるとともに、いかなる理由があろうとも職員が入札談合等に関与する行為を認めないという意思を明確に伝える必要がある。

イ 法令等の理解度等

入札談合等関与行為に限らず各種の不祥事を防止するためには、職員が遵守すべき法令、規則等の内容を理解していることが前提である。

監察の結果、入札談合防止に関するアンケート調査において、約９０パーセントの職員が入札談合防止に対する意識は「高い」又は「どちらかと言えば高い」と回答したものの、関係法令等について「部下や他人に説明できるくらい知っている」と回答した者は約４０パーセントに留まっている。また、抽出した職員に対して面談やテスト方式で入札談合防止に関する基本的な事項について確認したところ、理解が不十分な職員が散見された。

機関等においては、「入札談合防止に関するマニュアルについて（通知）」（装管調第１３４１号。３０．２．６）の別冊を教育資料として活用するとともに、職員の職務内容や理解度に応じた分かりやすい教育資料を作成し、周知徹底を図る必要がある。

(3) 年度末の予算執行

「平成２２年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」（防衛大臣指示第６号。２３．１１．２１）では、年度末に残予算の執行を過度に追求しようとするあまり、調達公正性を歪めかねないような無理な予算執行を行うことを厳に慎むこととされている。

監察の結果、調達の公正性が疑われる予算執行は見られなかった（９機関等）。

ただし、次のような改善すべき事例が見られた。

- 納入する業者等の調達手続等から判断すれば、契約日から納期までの期間が極端に短い案件があった（２機関等）。

機関等においては、調達日数等に制約がある中、官側の無理な要求を特定の業界関係者等に依頼する過程において不適切な関係が構築されかねないことに留意する必要がある。

(4) 情報システムの適切な価格水準での調達

「情報システムについて適切な価格水準で調達を行うための措置について（調達）」（防装庁（事）第167号。令和元年9月30日。以下「情報システム調達調達」という。）では、新規参入の企業と契約実績がある企業との間の情報の格差を解消して価格競争を生じさせるとともに、複数企業から見積資料を取得するなど予定価格を適切に算定する必要があるとしている。

ア 一者応札等の改善に向けた取組

情報システム調達調達では、各機関等は情報システムの網羅的かつ詳細な仕様を記載することにより適正な仕様書を作成するとともに、情報の格差を是正する観点から、部外の知見を活用するためあらかじめ防衛装備庁長官に協議することとしている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 情報システム調達調達の周知徹底が不十分なため、防衛装備庁長官への事前の協議がなされていなかった（7機関等）。

防衛装備庁を含めた機関等は、情報システム調達調達の周知徹底に努め、一層の部外者の知見活用に努める必要がある。

イ 予定価格等の適正性の確保

情報システム調達調達では、情報システムの調達に係る予定価格の算定に当たっては市場価格方式の適用を徹底するとされている。市場価格方式により難しい場合は原価計算方式により算定するが、複数企業に対して見積資料の提出を求め、かつ、防衛装備庁長官が定める方法によらなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 予定価格の算定に際して十分な市場価格の調査や他機関における契約価格の確認及び分析が行われていなかった（3機関等）。
- 予定価格を算定するに際して、防衛装備庁で定める事例技術者料金を超えた価格で計算するときには防衛装備庁との協議することとされているが、この協議をしていなかった（1機関等）。

機関等においては、調達の趣旨をよく確認し、予定価格の適正性を確保するため、必要な手続きを確実に実施する必要がある。